



# 和歌山市公報

令和7年（2025年）11月4日

第1810号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

## 目 次

### 【告示】

番号		ページ
329	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 3
330	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 4
331	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 5
332	放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 6
333	公示送達（令和7年度第2期及び第3期介護保険料督促状）	(介護保険課) 7
334	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(保険総務課) 8
335	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課) 9
336	公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和6年度介護保険料納入通知書（特別徴収））	(介護保険課) 10
337	市道路線の認定	(道路管理課) 11
338	道路区域の決定及び供用開始	(道路管理課) 12
339	市道路線の変更	(道路管理課) 14
340	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 15
341	公示送達（交付要求通知書）	(納税課) 16
342	公示送達（令和7年度随時5期及び第1期から第3期まで国民健康保険料督促状）	(国保年金課) 17
344	公示送達（令和6年度及び令和7年度市県民税森林環境税（普通徴収）、令和6年度及び令和7年度固定資産税・都市計画税督促状並びに令和7年度軽自動車税（種別割）督促状）	(納税課) 18
345	公示送達（令和6年度国民健康保険料決定通知書及び国民健康保険料更正通知書並びに令和7年度国民健康保険料決定通知書及び国民健康保険料更正通知書）	(国保年金課) 19
346	元気わかやま市応援寄附金に係る指定代理納付者の指定	(財政課) 20

### 【公 告】

○ 和歌山都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧	(都市計画課) 21
○ 開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 22
○ 國土調査法の規定による地籍調査の実施	(地籍調査課) 23

### 【選挙管理委員会告示】

55 選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会事務局) 24
---------------	-----------------

### 【教育委員会告示】

13 教育委員会の招集	(教育政策課) 25
-------------	------------

### 【教育委員会公告】

○ 令和8年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実施	(教育政策課) 26
-----------------------------	------------

【企業局告示】

36 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・ (企業総務課) 29

## 和歌山市告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年10月16日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
11-56	宮56号線	和歌山市有家15番2地先 ～ 和歌山市有家25番9地先	旧	44.70	1.80
			新	44.70	2.97 ～ 5.04

（令和7年10月16日掲示済）

## 和歌山市告示第330号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年10月2日、同月3日及び同月11日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年10月2日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年10月7日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2, 500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4, 000円
大型自動二輪車		

## 5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合せ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

（令和7年10月17日掲示済）

## 和歌山市告示第331号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び岡公園	令和7年10月1日、同月3日、同月8日、同月10日及び同月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合せ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

（令和7年10月17日掲示済）

和歌山市告示第332号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年10月20日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年7月5日及び同月11日	令和7年7月18日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年7月1日及び同月15日	令和7年7月18日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、太田第二公園	令和7年7月8日、同月9日、同月14日及び同月15日	令和7年7月18日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

（令和7年10月17日掲示済）

和歌山市告示第333号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月20日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和7年度	第2期 第3期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和7年10月31日に 変更する。

（別紙省略）

（令和7年10月20日掲示済）

**和歌山市告示第334号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和7年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和7年10月24日掲示済）

**和歌山市告示第335号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和7年11月10日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年10月24日掲示済）

**和歌山市告示第336号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和7年度第5期の納期は、 令和7年11月4日に変更する。
令和6年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和7年10月24日掲示済）

## 和歌山市告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
11-257	宮257号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
11-258	宮258号線	和歌山市有家 和歌山市津秦	
11-259	宮259号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
11-260	宮260号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
11-261	宮261号線	和歌山市津秦 和歌山市津秦	
11-262	宮262号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
21-221	木本221号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
21-222	木本222号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
21-223	木本223号線	和歌山市木ノ本 和歌山市木ノ本	
24-184	岩橋鳴神線	和歌山市岩橋 和歌山市鳴神	
27-105	和佐105号線	和歌山市布施屋 和歌山市布施屋	
28-257	安原257号線	和歌山市吉原 和歌山市吉原	
29-103	西山東103号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
29-104	西山東104号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
29-105	西山東105号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
29-106	西山東106号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
34-229	小倉229号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34-230	小倉230号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	
34-231	小倉231号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄	

(令和7年10月27日掲示済)

## 和歌山市告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和7年10月27日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
11-257	宮257号線	和歌山市有家24番1地先 ～ 和歌山市有家25番5地先	48.3	4.00 ～ 6.00
11-258	宮258号線	和歌山市有家25番9地先 ～ 和歌山市津秦58番5地先	237.4	6.00
11-259	宮259号線	和歌山市有家15番3地先 ～ 和歌山市有家16番1地先	20.2	6.00
11-260	宮260号線	和歌山市有家32番1地先 ～ 和歌山市有家15番7地先	18.2	6.00
11-261	宮261号線	和歌山市津秦58番7地先 ～ 和歌山市津秦62番1地先	17.2	6.00
11-262	宮262号線	和歌山市有家6番18地先 ～ 和歌山市有家6番16地先	30.2	6.00
21-221	木本221号線	和歌山市木ノ本241番6地先 ～ 和歌山市木ノ本241番18地先	104.2	6.00
21-222	木本222号線	和歌山市木ノ本241番12地先 ～ 和歌山市木ノ本242番4地先	36.3	6.00
21-223	木本223号線	和歌山市木ノ本241番15地先 ～ 和歌山市木ノ本241番18地先	46.3	6.00
27-105	和佐105号線	和歌山市布施屋5番13地先 ～ 和歌山市布施屋5番17地先	69.5	6.00
28-257	安原257号線	和歌山市吉原1212番7地先 ～ 和歌山市吉原1212番5地先	45.2	6.00
29-103	西山東103号線	和歌山市吉礼666番6地先 ～ 和歌山市吉礼666番21地先	121.8	4.20 ～ 5.00
29-104	西山東104号線	和歌山市吉礼666番8地先 ～ 和歌山市吉礼666番14地先	36.2	6.00

29-105	西山東105号線	和歌山市吉礼666番9地先 ～ 和歌山市吉礼666番18地先	36. 8	5. 00
29-106	西山東106号線	和歌山市吉礼676番33地先 ～ 和歌山市吉礼676番26地先	54. 7	6. 00
34-229	小倉229号線	和歌山市新庄483番18地先 ～ 和歌山市新庄500番12地先	91. 0	6. 00 ～ 6. 20
34-230	小倉230号線	和歌山市新庄497番10地先 ～ 和歌山市新庄497番3地先	40. 4	6. 00
34-231	小倉231号線	和歌山市新庄497番9地先 ～ 和歌山市新庄500番12地先	80. 2	6. 00

(令和7年10月27日掲示済)

## 和歌山市告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧 新 別	路線名	起点 終点	備考
29-99	旧	西山東99号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	
	新	西山東99号線	和歌山市吉礼 和歌山市吉礼	終点の変更

（令和7年10月27日掲示済）

## 和歌山市告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年10月27日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
29-99	旧	西山東99号線	和歌山市吉礼747番16地先 和歌山市吉礼747番19地先	15.0	5.90 ～ 6.00
	新	西山東99号線	和歌山市吉礼747番16地先 和歌山市吉礼676番20地先	262.1	4.20 ～ 7.50

(令和7年10月27日掲示済)

和歌山市告示第341号

交付要求通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき交付要求通知書は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月30日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和7年10月30日掲示済）

**和歌山市告示第342号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月30日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	期(月)別	種 別	備 考
令和7年度	随時5期 第1期 第2期 第3期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和7年11月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和7年10月30日掲示済)

和歌山市告示第344号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和7年10月31日掲示済）

和歌山市告示第345号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月31日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 别	備 考
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和7年11月25日に変更する
令和7年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和7年11月25日に変更する
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和7年11月25日に変更する
令和7年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和7年11月25日に変更する

(別紙省略)

(令和7年10月31日掲示済)

和歌山市告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年11月4日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

（1）東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階

株式会社ピアトウ

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

元気わかやま市応援寄附金

3 指定をした日

令和7年11月4日

4 指定の期間

令和7年11月4日から令和8年3月31日まで

（令和7年11月4日掲示済）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和7年10月27日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

和歌山市松島字中新田、松江字山下、松江東4丁目 の各一部

削除する部分

和歌山市西浜3丁目 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年10月27日（月）から11月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（令和7年10月27日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月30日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市神前字千本498番、499番、500番1、500番2、500番3、501番1、里道、水路	和歌山市橋向丁32番地 株式会社あかりホーム 代表取締役 木村亘

（令和7年10月30日掲示済）

公 告

和歌山市北島・松江の各一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年11月4日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和7年11月4日から11月25日まで（21日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市役所野崎連絡所（和歌山市野崎194-1）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所野崎連絡所においては令和7年11月4日から同月11日までの間（11月9日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては令和7年11月12日から同月25日までの間（11月15日、同月16日、同月22日、同月23日、同月24日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（令和7年11月4日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第55号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年10月27日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮原秀明

1 日時 令和7年11月4日（火）午前10時00分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

（1）選挙人名簿から抹消するについて

（2）在外選挙人名簿から抹消するについて

（令和7年10月27日掲示済）

**和歌山市教育委員会告示第13号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年11月4日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

1 日時 令和7年11月6日（木）午後1時30分から

2 場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 令和7年12月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
- (2) 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部改正について
- (3) 和歌山市民図書館条例施行規則及び和歌山市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について
- (4) 和歌山市立幼稚園教頭候補者選考検査実施について
- (5) その他

（令和7年11月4日掲示済）

令和7年10月20日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形 博司

令和8年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項

1 課程、学科及び学科定員

- (1) 全日制課程 総合ビジネス科 160名、デザイン表現科 40名、普通科 60名  
(2) 定時制課程 ビジネス実践科 40名、ビジネス情報科 40名

2 一般選抜

(1) 募集定員

学科定員に同じ。（ただし、総合ビジネス科の募集定員はスポーツ推薦の15名程度を含む。）

(2) 出願受付期間

ア 一般出願

令和8年2月16日（月） 午前9時から正午まで

イ 本出願

令和8年2月25日（水） 午前9時から午後4時まで

令和8年2月26日（木） 午前9時から午後3時まで

（一般出願を行ったものは、本出願で1回に限り志願先を変更することができる。）

(3) 出願受付場所

和歌山市立和歌山高等学校（ただし、一般出願は和歌山県電子申請サービスで受け付ける。）

(4) 検査日時

学力検査 令和8年3月10日（火） 午前9時から  
実技検査等 令和8年3月11日（水） 午前9時から

(5) 実施場所

和歌山市立和歌山高等学校

(6) 検査内容等

ア 全日制の課程

総合ビジネス科 学力検査  
デザイン表現科 学力検査、実技（簡単な素描）  
普通科 学力検査

イ 定時制の課程

ビジネス実践科 学力検査  
ビジネス情報科 学力検査

ウ 定時制課程において満20歳以上特別措置を実施する。

(7) 学力検査教科と配点

ア 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語・リスニングテストを含む。）各50分  
イ 配点 各教科100点満点とする（500点満点）。

(8) 傾斜評価

デザイン表現科 美術の評定を2倍する。

(9) 合格者の発表場所

和歌山市立和歌山高等学校

(10) 合格者の発表日時

令和8年3月18日（水）午前10時

3 スポーツ推薦

(1) 学科、募集人数等

ア 総合ビジネス科において実施  
イ 硬式野球（男子）10名程度、

ソフトボール（女子）とバスケットボール（女子）の2種目合わせて5名程度

## (2) 出願受付期間及び場所

一般選抜に同じ（ただし、本出願での志願先の変更はできない。）。

## (3) 検査日時及び場所

一般選抜に同じ。

## (4) 検査内容

学力検査、面接（集団面接）及びスポーツ実技を実施する。

スポーツ実技検査内容

競技スポーツ名	共通実技	種目別実技
硬式野球 (男子)		① 捕球 ② ティーバッティング ③ ベースランニング (雨天時は体育館にて①とティーバッティング（バドミントン用シャトル使用）、墨間走（27.43m）を実施)
ソフトボール (女子)	① 反復横とび ② ハンドボール投げ	① キャッチボール ② ロングティー ③ ピッチングまたは捕球・返球 (雨天時は体育館にて①②③を実施)
バスケットボール (女子)		① 対面パス ② ドリブルシュート ③ シュート（5か所）

## (5) 学力検査教科及び配点

一般選抜に同じ。

## (6) 傾斜評価

保健体育の評定を2倍する。

## (7) 合格者の発表場所及び日時

一般選抜に同じ。

## 4 追募集

## (1) 学科及び募集人数

合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

## (2) 出願受付期間

令和8年3月24日（火）午前9時から午後4時まで

## (3) 出願受付場所

和歌山市立和歌山高等学校

## (4) 検査日時

令和8年3月26日（木）午前9時から

## (5) 実施場所

和歌山市立和歌山高等学校

## (6) 検査内容等

## ア 学力検査

総合問題（60分、100点満点）

## イ 面接（個人面接）

学力検査終了後実施

## (7) 合格者の発表場所

和歌山市立和歌山高等学校

## (8) 合格者の発表日時

令和8年3月30日（月）午前10時

## 5 問い合わせ先

和歌山市公報（第1810号） 令和7年（2025年）11月4日  
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市教育委員会学校教育部学校教育課  
電話番号 073（435）1196  
(令和7年10月20日掲示済)

和歌山市企業局告示第36号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局下水道部下水道企画建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

和歌山市公営企業管理者 濑崎典男

1 公共下水道の供用開始

(1) 供用を開始すべき年月日

令和7年11月1日

(2) 下水を排除すべき区域

ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

手平3丁目、西小二里1丁目、西小二里2丁目、布引、秋月、湊御殿2丁目、三葛の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

加太、西庄、木ノ本、松江北2丁目、松江中2丁目、梅原の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 西小二里1丁目、西小二里2丁目、布引、秋月、湊御殿2丁目、加太、西庄、木ノ本、松江北2丁目、松江中2丁目、梅原、三葛の各一部

合流式 手平3丁目の一部

2 終末処理場による下水の処理の開始

(1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和7年11月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

（令和7年10月17日掲示済）